



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに関する 縦覧等のお知らせ

平成19年6月28日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「(仮称)川崎池上新町商業施設及び物流センター事業に係る事後調査報告書(工事中その3)」の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	<ul style="list-style-type: none"> 東京都千代田区永田町二丁目13番10号 川崎プロパティ特定目的会社 取締役 森内 ナンシー 千代 東京都千代田区永田町二丁目13番10号 ラサールインベストメントマネジメント株式会社 代表取締役 内山 裕敬
	指定開発行為の名称	(仮称)川崎池上新町商業施設及び物流センター事業
	指定開発行為の種類	商業施設の新設(第3種行為) 大規模建築物の新設(第1種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区池上新町三丁目1番6 【区域面積:64,194.2㎡】
	指定開発行為の目的	商業施設及び物流倉庫施設の建設
	指定開発行為の内容	延面積:商業施設 約31,550㎡、物流倉庫施設 約128,930㎡ 建物最高高さ:約35m(5階建て)、緑化地:約8,990㎡
	指定開発行為の施行期間	平成18年9月~平成19年10月
	環境影響評価の手続経過	平成18年 1月30日 条例環境影響評価準備書公告 平成18年 7月27日 条例審査書公告 平成18年 8月21日 条例環境影響評価書公告
	事後調査の項目等	建設機械の稼働に伴う振動・騒音レベル
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成19年6月28日(木)から 平成19年7月27日(金)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、大師支所、田島支所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報を伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成19年7月27日 (郵送の場合は、平成19年7月27日消印有効) 提出先:川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm